**国民年金の収入３５％が消える・・・**

　**「年金世代」の70～74歳の夫婦**ではどうでしょうか。

総務省の家計調査によれば12年、世帯の公的年金給付は平均で月19万5千円あまり。それ以外の社会保障給付などを加えて年収は267万5千円となります。それに対して、負担増は年収の17・3％にも達してしまいます。**「現役世代」**をはるかに上回る厳しさに見舞われるのです。

　国民年金の1人あたりの支給額は12年度の平均で月5万4856円ですから、仮に支出額が変わらないままでこれしか収入の道がなければ、負担増は夫婦の年収合計の３５％に達する計算です。**「破綻」**に直結すると言っていいでしょう。

支出面では、**「現役世代」**と違って医療費が重くのしかかります。

病院での自己負担割合が1割から2割になる、つまりは医療費負担が2倍になるわけです。病院に行くのもためらってしまうほどの金額でしょう。

　インフレの影響も大きいのですが、問題は、それに年金支給額が追いつかないこと。年金は本来、賃金や物価の上昇に応じて支給額が増えるものでした。それが04年の制度改正で、保険料を支払う現役世代の減少、受け取る高齢層の増加という少子高齢化に対応して、支給額の伸びを調整する枠組み**「マクロ経済スライド」**を導入しました。

　この結果、今のところ年金支給額の増加率を物価の上昇率から０・９％幅引くことになっています。2％のインフレなら年金は１・１％しか上がらないことになります。（現役世代の減少０・９％平均余命の伸び０・３％）

　それに加えて、デフレの帳尻合わせがあります。これまで物価が下がるデフレに伴って支給額を抑えるはずなのに、それをしてきませんでした。そこで１３年度からの３年間で支給額を合計２・５％の引き下げることになっています。

これだけある負担増の項目

　１４年度の与党税制改正大綱では年金に対する課税や、医療費控除の範囲や下限額などが検討課題とされました。

　注意　特例措置として２・５％（Ｈ２５年１０月１％・Ｈ２６年４月１％の

ところ、物価上昇４％により０・７％・　Ｈ２７年４月に０・５％の予定）

　　　　　　　　　　　　　　　　（週刊朝日１／３１日号　掲載）

|  |
| --- |
| **税制** |
| ◎消費税の引き上げ | 5％→8％（14年4月）8％→10％（15年10月） |
| ◎所得税の給与所得控除の縮小（16年1月、17年1月） |
| ●所得税の最高税率を引き上げ　４０％→４５％（15年1月） |
| ●相続税で税率を引き上げ、控除を縮小（15年1月） |
| ●軽自動車税を1.5倍に増税（15年4月） |
| ●年金の課税のあり方を検討（14年度以降） |
| ●医療費控除の公正な課税について検討（14年度以降） |
| **医療　　17年度までに実施** |
| ◎70～74歳の医療費について、病院窓　口での自己負担割合を引き上げ | １０％→２０％ |
| ●健保組合（大企業の会社員など）、共済組合（公務員など）　の保険から高齢者医療に支出する支援金を見直し　 |
| ●高額療養費の負担上限を見直し |
| ●健康保険で高所得者の保険料を引き上げ |
| **介護　１５年度をめどに実施** |
| ●所得が一定以上の利用者について負担を１割から引き上げ |
| 　　　　　　　　　　◎は今回の試算に含む、●は含まない |